東京都内への妊産婦の搬送について

神奈川県では、県内の医療機関で患者さんの受入れができない場合に、東京都との連携(試行)により、患者さんを都内の医療機関へ搬送させていただくシステムを運用しています。

<都内への搬送の概要>

東京都内

周産期母子医療センター等

神奈川県内分娩施設等

①

神奈川県内

受入医療機関調整

②

東京都内

東京都内の

医療機関に搬送決定

県内に受入先がない場合

救急患者

発生

受入依頼

都内へ搬送

このシステムにより、都内の医療機関に搬送された患者さんや搬送先で出生した新生児の状態が安定し、担当医が転院できると判断した場合は、神奈川県内の医療機関への転院をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

お問い合せは

神奈川県　保健福祉局　保健医療部　医療課　地域医療・医師確保対策グループ

電話　０４５－２１０－４８７７

東京都　　福祉保健局　医療政策部　救急災害医療課

　　　　　電話　０３－５３２０－４３７８

<県内への戻り搬送の概要>

　神奈川県内

神奈川県周産期救急医療

システム受入病院

受入医療機関調整

神奈川県内の

医療機関に戻り搬送決定

戻り搬送

依頼

急性期を

過ぎた患者

県内へ戻り搬送

東京都内

周産期母子医療センター等